

「きりしまMワゴン」スポンサーのお願い

R5.7.28 制定

R8.10.1 改正

1 「きりしまMワゴン」について

- (1) 霧島市及びトヨタカローラ鹿児島株式会社(以下「事業主体」という。)は、令和5年 11 月から、AI を活用した予約乗合送迎サービス「きりしまMワゴン」の運行を開始しました。この事業は、スポンサーのご協力の下、市が指定する運行区域内において、会員(会員規約に基づき会員登録をされた方をいう。以下同じ。)を乗合により、特定の乗降スポットに定額運賃で運送するサービス(以下「本サービス」という。)です。

＜運行の概要＞

運行区域	中心市街地	溝辺地域
運行日	週6日(月・火・水・木・金・土)	週2日(水・金)
運行時間	8:30～16:30	8:30～16:30
運行車両(台数)	トヨタ ノアウェルジョイン HV(3 台)	トヨタ ノアウェルジョイン HV(1 台)
運行事業者	(有)中村タクシー、旭交通(株)	(有)中村タクシー
乗降スポット	ゴミステーション、JR 駅、公共施設、公園、スポンサー敷地 ふれあいバス停留所(溝辺地域のみ) 等	
運賃	中学生以上:300 円、小学生、障がい者:150 円、未就学児:無料 現金のほか、PayPay、WAON、クレジットカード、いきいきチケットも利用可能。	

- (2) 運行事業者は、会員の予約内容に応じて、会員をスポンサー敷地内に所在する乗降スポット(停留所の提供を希望しないスポンサーを除く。)に運送します。ただし、会員のスポンサー施設への立ち寄り又は利用を保証するものではありません。
- (3) 第2条第2号ただし書の場合を除き、事業主体が乗降スポットの設置及び維持管理を行います。

2 ご協力のお願い

- (1) スポンサーの敷地内において、会員の乗降及び待機に支障のない場所を、「乗降スポット」としてご提供下さい。ただし、乗降スポットの提供を希望しないスポンサーについては、この限りではありません。
- (2) 事業主体が設置する乗降スポット(表示)の掲示にご協力下さい。乗降スポット(表示)は、ラミネート看板(A3サイズ)とし、設置に係る費用は事業主体が負担します。ただし、ラミネート以外の看板(注水式スタンド看板など、設置に要する経費がラミネート看板と比較し著しく高額になるものをいう。)を希望される場合は、スポンサーの負担により、その設置及び維持管理を行うものとします。
- (3) 運行遅延、急遽の運休が発生した場合、事業主体から予約された会員へ連絡いたしますが、当該会員への連絡が取れない場合で、かつ、会員がスポンサー敷地内に設置した乗降スポットを利用されている場合、当該乗降スポットでお待ちの会員に、事業主体からの連絡事項をお伝えいただくことがあります。
- (4) スポンサー敷地内の乗降スポットにおいて、会員に体調不良、事故その他緊急事態が発生した場合、救急対応を行っていただくとともに、事業主体へ連絡をお願いします。
- (5) 本サービスについての利用者の声を事業主体にお聞かせください。

3 スポンサー契約条件

スポンサーとなることができる方は、本サービスにご賛同いただき、 スポンサー料金プランに掲げるスポンサー料及び乗降スポットの設置及び維持管理に要する費用(第2条第2号ただし書に該当する場合に限る。)をご負担いただける法人、個人事業者、協会、組合等です。ただし、下記に該当する場合はスポンサーになることができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業、又はこれに類似するものに係る業種・事業者
- (2) 消費者金融及び高利貸しに係る業種・事業者
- (3) ギャンブル(公営のものを除く。)に係る業種・事業者
- (4) 破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続その他の倒産手続の申立てを行い、又はこれらの申立てを受けている事業者
- (5) 暴力団等の反社会的勢力に該当し、又は当該勢力との関係があると疑われる業種・事業
- (6) 前各号のほか、事業主体が適当でないと判断する者

4 スポンサー料及び支払条件

- (1) 事業主体は、「スポンサー料金プラン表」に基づき、事業主体とスポンサーで合意した料金をスポンサーから頂きます。
- (2) スポンサー料は、申込書を提出した月の翌月から発生するものとし、毎月 10 日までに送付する請求書に記載された期日(月末)までに、スポンサーが希望する支払方法により、支払うものとします。
- (3) 事業主体は、スポンサーの申込書の受付後速やかに、スポンサー敷地内(乗降スポットの提供を希望しないスポンサー及びホワイトプランを除く。)に乗降スポット(表示)を設置します。

5 前提条件及び終了等

- (1) 本サービスは、道路運送法上の監督官庁の認可を条件に継続するものとします。
- (2) 本サービスは、台風などの天候不良の場合、事業主体の判断により中止する場合があります。

6 責任の制限

次の場合において、事業主体は責任を負わないものとします。

- (1) 運行事業者の故意又は過失によりスポンサーが損害を被った場合
- (2) 事業主体の故意又は過失によらずにスポンサーが損害を被った場合
- (3) 上記5に定める前提条件の不成就又は中止によりスポンサーが損害を被った場合

7 スポンサー契約の終了

- (1) スポンサー契約を終了されたい場合、契約終了予定日の1か月前までに事業主体にご連絡ください。ご連絡をいただいた翌月に、スポンサー契約の終了手続き(①乗降スポット(表示)の撤去、②ウェブサイト等による乗降スポット廃止の周知、③予約システムの改修等)を行います。
- (2) 上記の終了手続きの月の翌月より、スポンサー料は発生しません。
- (3) スポンサー契約を終了した場合、終了月の翌月以降のスポンサー料相当額を返金します。
- (4) スポンサーから契約終了の申出がない場合、本契約は1年度毎の自動更新とします。